

津山市監査委員告示第7号  
令和2年3月19日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度の定期監査(第1次)を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実  
津山市監査委員 近 藤 吉一郎

令和元年度

定期監査結果報告書  
(第1次)

津山市監査委員

## 第1 監査の期日及び対象

令和元年7月22日から令和2年3月13日までの期間に次のとおり実施した。

| 実施日            | 監査の対象      |        |  |
|----------------|------------|--------|--|
| 令和元年<br>10月 2日 | 聴取         | 都市建設部  | 管理課、土木課、都市計画課、歴史まちづくり推進室、下水道課                |
| 10月 7日         | 現地調査       |        | 旧荻田家付属町家群、上之町多目的広場、津山浄化センター、川崎第二排水区ポンプゲート    |
| 10月30日         | 聴取         | 地域振興部  | 勝北支所 市民生活課、産業建設課<br>久米支所 市民生活課、産業建設課         |
| 11月 1日         | 聴取<br>現地調査 |        | 阿波出張所 地域振興課<br>現地調査：地域づくりサポートセンター            |
| 11月 6日         | 聴取<br>現地調査 |        | 地域づくり推進室<br>加茂支所 市民生活課、産業建設課<br>現地調査：加茂支所新庁舎 |
| 11月22日         | 聴取         | こども保健部 | 子育て推進課、こども保育課、こども子育て相談室、健康増進課                |
| 12月12日         | 現地調査       |        | つやま西幼稚園                                      |

## 第2 監査の範囲及び方法

平成30年度及び令和元年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、予算、収入、支出、契約、財産の管理事務及び事業実施の効果などについて監査した。

監査にあたっては、監査資料、関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、現地調査のほか、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

## 第3 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見られたので、それぞれ必要な措置を講じるよう要望する。

監査対象部署の機構及び職員の配置状況は次表のとおりである。今後とも行財政改革を推進し、効率的な行政事務の執行に努めるよう望むものである。

軽易な事項については、監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

## 職員の配置状況

### ○こども保健部

(令和元年9月1日現在)

|           | 部長 | 参与 | 次長 | 課長級  | 課長補佐級 | 係長級    | 事務    | 技術 | 技能労務 | 非常勤 | 臨時 | 計       |
|-----------|----|----|----|------|-------|--------|-------|----|------|-----|----|---------|
| こども保健部    | 1  |    | 2  |      |       |        |       |    |      |     |    | 3       |
| 子育て推進課    |    |    |    | 1(2) | 1(1)  | 2(6)   | 5(2)  |    |      | 15  | 3  | 27(11)  |
| こども保育課    |    |    |    | 5(1) | 11    | 17(2)  | 4     | 40 |      | 10  | 46 | 133(3)  |
| こども子育て相談室 |    |    |    | 1    |       | 2      |       | 1  |      | 2   | 1  | 7       |
| 健康増進課     |    |    |    | 2(1) | 5     | 3(2)   | 1     | 21 |      | 7   | 2  | 41(3)   |
| 計         | 1  |    | 2  | 9(4) | 17(1) | 24(10) | 10(2) | 62 |      | 34  | 52 | 211(17) |

### ○都市建設部

(令和元年8月1日現在)

|            | 部長 | 参与 | 次長 | 課長級  | 課長補佐級 | 係長級    | 事務    | 技術    | 技能労務 | 非常勤 | 臨時 | 計       |
|------------|----|----|----|------|-------|--------|-------|-------|------|-----|----|---------|
| 都市建設部      | 1  |    | 3  |      |       |        |       |       |      |     |    | 4       |
| 管理課        |    |    |    | 2(1) | 6     | 3(4)   | 11    | 1     |      | 1   | 1  | 25(5)   |
| 土木課        |    |    |    | (1)  | 1     | 2(1)   | 1     | 12    |      |     |    | 16(2)   |
| 都市計画課      |    |    |    | 3(1) | 3     | 3(7)   |       | 10    |      | 9   | 1  | 29(8)   |
| 歴史まちづくり推進室 |    |    |    | 1    |       | 3      | 1     | 1(1)  |      |     |    | 6(1)    |
| 下水道課       |    |    |    | 2(1) | 3(2)  | 6(5)   | 6(6)  | 9(1)  |      | 2   | 2  | 30(15)  |
| 計          | 1  |    | 3  | 8(4) | 13(2) | 17(17) | 19(6) | 33(2) |      | 12  | 4  | 110(31) |

### ○地域振興部

(令和元年9月1日現在)

|          | 部長 | 参与 | 次長 | 課長級  | 課長補佐級 | 係長級   | 事務 | 技術    | 技能労務 | 非常勤 | 臨時 | 計      |
|----------|----|----|----|------|-------|-------|----|-------|------|-----|----|--------|
| 地域振興部    | 1  |    | 1  |      |       |       |    |       |      |     |    | 2      |
| 地域づくり推進室 |    |    |    | (1)  | 1     | 1     | 3  |       |      | 2   |    | 7(1)   |
| 加茂支所     |    |    | 1  |      |       |       |    |       |      |     |    | 1      |
| 市民生活課    |    |    |    | 1    | 1     | 4     | 7  |       |      | 4   |    | 17     |
| 産業建設課    |    |    |    | 1    | 2     | 2     | 4  | 2     |      |     | 1  | 12     |
| 勝北支所     |    |    | 1  |      |       |       |    |       |      |     |    | 1      |
| 市民生活課    |    |    |    | 2    | 1     | 3     | 8  |       |      | 4   |    | 18     |
| 産業建設課    |    |    |    | 1    | 2     | 3     | 2  | 4     |      |     |    | 12     |
| 久米支所     |    |    | 1  |      |       |       |    |       |      |     |    | 1      |
| 市民生活課    |    |    |    | 2    |       | 3     | 7  |       |      | 4   |    | 16     |
| 産業建設課    |    |    |    | 1    | 1(1)  | 4(2)  | 3  | 4     |      |     |    | 13(3)  |
| 阿波出張所    |    |    | 1  |      |       |       |    |       |      |     |    | 1      |
| 地域振興課    |    |    |    | (1)  | 1     | 2(1)  | 1  | (1)   |      | 1   |    | 5(3)   |
| 計        | 1  |    | 5  | 8(2) | 9(1)  | 22(3) | 35 | 10(1) |      | 15  | 1  | 106(7) |

(注) ( ) 内は兼務の人数

## 1 各課等の監査結果

### 〇こども保健部

#### 子育て推進課

(指摘事項)

- (1) 母親クラブ活動補助金は、補助対象事業費を超えた補助金額が交付されていた事例があった。交付決定時の事業内容や事業費に変更があり、補助金額より補助対象事業費が下回った場合は出納整理期間までに精算をされたい。  
また、実績報告書の提出の遅延が複数の団体で見られたので、津山市補助金等交付規則第9条に基づき速やかに実績報告書その他関係書類を提出するよう団体に指導されたい。
- (2) 収納金現金出納簿には、児童扶養手当返還金を領収した日に指定金融機関へ払込みをした旨が記入されていたが、実際は翌日に払い込まれている事例が見られた。「事務処理におけるリスクマネジメント」により作成したリスク個票では、受領した現金は複数の職員での確認を徹底することとされている。現金の残高及び保管状況について収納金現金出納簿との照合を的確に実施されたい。
- (3) 子育て推進課及びこども保育課では、歳出科目の20項 児童福祉費のうち目が異なる児童福祉総務費、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費それぞれから購入した郵便切手を同一の郵便切手受払簿で管理していた。地方自治法施行令第150条第1項第3号では歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することと規定されており、それに伴う郵便切手の管理もそれぞれ目別に郵便切手受払簿を作成されたい。
- (4) 子育て推進課及びこども保育課で取り扱う現金、郵便切手等は、鍵のかかる引出しで保管されているが、その鍵は、管理監督者でない職員が管理していた。平成26年3月28日付総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき金庫鍵等は管理監督者が厳重に保管し管理されたい。

(要望事項)

- (1) 第1次津山市債権管理計画では、児童扶養手当返還金に係る平成30年度収入未済額の目標数値が8,142,000円になっている。同計画に基づき収納率の向上及び収入未済額の削減に係る目標達成に努められたい。
- (2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、保護者のニーズへの対応や人材の確保を図るなど運営の充実に努められたい。

## こども保育課

### (指摘事項)

- (1) 保育所負担金の収納整理に用いていた現金出納簿の様式は津山市会計規則第23条に基づいたものではなく、収入金額及び金融機関への払込金額の記入欄の区分がないため入出金状況が一目で判別できるものではなかった。また、すべての収入について「出納員又は分任出納員印」欄に確認の押印がなされていなかった。同条に基づき収納金を整理し、併せて平成26年3月28日付総務部長通達「公金等の管理の適正化について」中、「2 公金の取扱い」に基づき複数人による確認をされたい。
- (2) 平成30年度会計の保育所負担金滞納繰越分として平成30年4月1日に調定されたものの中に、平成29年度会計における当該年度分（現年度分）の未収金が含まれていた。同未収金は、津山市会計規則第38条第1項に基づき平成30年6月1日以降速やかに平成30年度会計へ調定されたい。
- (3) 勝北風の子こども園に係る平成29年度の延長保育料21,800円は当該年度の出納閉鎖期日までに収納代理金融機関に払い込まれているが、同会計年度には当該延長保育料の調定がされていなかった。津山市会計規則第28条第1項に基づき歳入をしようとするときは当該歳入に係る調定をされたい。
- (4) こども保育課の幼稚園用郵便切手受払簿の残高と実際に保有している郵便切手の枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品会計規則第24条第2項に基づき常に現品と照合して適正に事務処理をされたい。
- (5) 平成31年4月1日の開園に伴い備品登録したつやま東幼稚園の公印3個にラベルなどの標識票の表示がなかった。津山市物品会計規則第29条に基づき標識票を表示して照合及び点検に便利な方法で保管されたい。
- (6) つやま東幼稚園では公印使用簿が備えられていなかった。津山市教育委員会公印規則第7条第2項に基づき公印使用簿を備えられたい。
- (7) 収納金現金出納簿にはつやま東幼稚園の預かり保育料を領収した日に指定金融機関へ払込みをした旨が記入されていたが、実際は翌日に払い込まれている事例が見られた。現金の残高及び保管状況について収納金現金出納簿との照合を的確に実施されたい。
- (8) つやま西幼稚園及びつやま東幼稚園の園児が通園に要するバスの利用料の収納について、収納金現金出納簿が作成されていなかった。現金を収納したときは津山市会計規則第23条に基づき収納金現金出納簿により整理されたい。
- (9) 公有財産台帳綴りの簿冊に新築した幼稚園に係る財産台帳の保存や配置図及び平面図の添付がない事例が見られた。また、閉園により用途廃止となった幼稚園の土地建物は「公有財産引継報告書」によらずに「公有財産異動報告書」で財産活用課に引き継いでおり、その記載内容も引継土地の詳細及び引継先の相手方名

の記入漏れ、引継土地の面積の記入誤り等が複数の園で見られた。津山市公有財産取扱規則第17条第5項及び第25条の規定に基づき適正に事務処理をされた。

(要望事項)

- (1) 津山市民間保育園事業管理費補助事業補助金に係る決算書抄本では、事業費支出の「中区分(目)」欄に記入がなく経費が不明確なものが見られた。補助金が適正に対象経費に充当されていることを明らかにするため、経費区分と収支状況を明確に記入するよう対象事業者への指導に努められたい。
- (2) 保育所負担金(保育料)は、第1次津山市債権管理計画に基づき収納率の向上、収入未済額の削減に努められたい。

## こども子育て相談室

(要望事項)

- (1) 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点として、今年度「子ども家庭総合支援拠点」が設置された。少子化、核家族化、都市化に伴う家庭での養育力の低下や地域からの孤立などの問題、また、児童虐待などについて適切に対応するため、関係機関と有機的に連携できるよう積極的に情報共有を行い、一層の支援体制の充実に努められたい。

## 健康増進課

(指摘事項)

- (1) 備品登録したデジタル乳児体重計2台及びプロジェクター2台(取得年月はそれぞれ平成26年2月及び平成27年3月)にラベルなどの標識票の表示がなかった。津山市物品会計規則第29条及び第34条第1項に基づき標識票を表示し、備品台帳との対照点検のうえ保管されたい。
- (2) 津山市歯科救急診療等対策協議会運営補助金は、補助対象事業費を超えた補助金額が交付されていた。補助金額より補助対象事業費が下回った場合は出納整理期間までに精算をされたい。
- (3) 愛育委員ボランティア保険補助金は、補助対象事業費を超えた補助金額が交付されていた。交付決定時の事業内容や事業費に変更があり、補助金額より補助対象事業費が下回った場合は出納整理期間までに精算をされたい。

## ○都市建設部

### 管理課

(指摘事項)

- (1) 共架電線類に係る道路占用申請及び法定外公共物使用申請の一部が行われていなかったため、事業者から遡及して支払われた使用料を歳入科目の10項 使用料に計上していた。しかし、返還の根拠は民法第167条に基づく民事上の不当利得の返還義務によるものであり、歳入科目は50項 雑入に計上すべき性質のものである。今後は適切に事務処理をされたい。
- (2) 平成30年度市営住宅明渡し請求に係る損害賠償金の収入未済額959,500円が、令和元年9月時点において調定されていなかった。津山市会計規則第38条第1項に基づき調定されたい。
- (3) 市営住宅敷金(歳計外現金の預り金)に係る請求権者が不明なものは、原因を調査し適切に管理をされたい。

(要望事項)

- (1) 津山市公共施設再編基本計画において建替えなどを行わずに用途廃止する方針が示された市営住宅40施設は建築後45年から60年が経過しており、老朽化により安全面などに問題がある。同計画に基づき市営住宅の用途廃止や大規模団地への集約などにより、適正な管理戸数になるよう再編に努められたい。

### 土木課

(指摘事項)

- (1) 工事中の原材料の受払の管理は、資材支給要望書と町内会用の引渡し帳簿で管理しているが、帳簿と現品を照合して常に保管の状況が分かるように管理できていなかった。津山市物品会計規則第24条第2項に基づき適正に管理をされたい。

(要望事項)

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を理由に1者随意契約としている委託業務が多数見られた。津山市契約規則第29条に基づき2以上の者から見積書を徴し委託金額がより有利なものになるよう努められたい。

### 都市計画課

(指摘事項)

- (1) 一部の利用者に係る津山駅北口広場の使用料は、施設利用許可決定後に納付書を郵送するため使用許可と同時に納付できていなかった。津山駅北口広場条例第9条第2項に基づき適正に事務処理をされたい。



- (2) 行政財産目的外使用の許可に際して、財産活用課に合議していない事例が見られた。津山市公有財産取扱規則第8条に基づきあらかじめ財産活用課に協議するよう適正に事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 津山駅北口は送迎の自家用車などにより駅利用者が多く、混雑する時間帯がある。現状の調査を行い必要に応じて事故防止のための対策を講じ安全性の向上に努められたい。
- (2) グリーンヒルズ津山敷地内のセンタービレッジレストランは、行政財産の使用料を減免し、民間事業者の使用許可を行っているが、公有財産の活用方法について多角的に検討し、今後の管理方針を定めるよう努められたい。

## 歴史まちづくり推進室

(指摘事項)

- (1) 行政財産目的外使用の許可に際して、財産活用課に合議していない事例が見られた。津山市公有財産取扱規則第8条に基づきあらかじめ財産活用課に協議するよう適正に事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 上之町多目的広場看板作成業務委託に係る契約は1者随意契約となっている。津山市契約規則第29条に基づき2以上の者から見積書を徴し委託金額がより有利なものになるよう努められたい。
- (2) 城東地区の旧荻田家付属町家群は、コンセッション方式により事業者を設定し令和2年度のオープン予定となっている。城東地区における滞在型の観光を促進するためにも、重要文化財の旧荻田家住宅との一体的な利活用に努められたい。

## 下水道課

(要望事項)

- (1) 平成31年3月例月現金出納検査時には下水道使用料現年度分の調定額は984,887,952円であったが、調定変更額の入力誤りがあったため決算審査時には1,018,169,223円に修正されていた。調定額などの計数については常に確認を行い、正確な事務処理に努められたい。
- (2) 私道へ下水道管の埋設を行っているものについて、私道の所有者と使用貸借契約を締結しているが、今後、所有者が変わった場合などにトラブルが生じることのないよう対応策を検討されたい。

## ○地域振興部

### 地域づくり推進室

(指摘事項)

- (1) 高倉自治協議会で地域おこし協力隊として活動している嘱託職員が平成30年10月3日から4日までの日程で吉備中央町へ出張した際の出張命令書では、岡山から吉備中央町までの交通手段の記入がなく旅費が0円と記入されていた。交通手段及び旅費が支給されない理由を明記し、適切に行程の管理をされたい。

(要望事項)

- (1) 高倉地区で活動する地域おこし協力隊は、土曜日及び日曜日の勤務が多数発生しこれを平成31年3月に集中して週休日を振り替えたため、3月は勤務がない状況となっていた。今後は、計画的に週休日の振替えができるよう努められたい。
- (2) 住民自治協議会事業を連合町内会支部の活動の一環として位置づけるなど大幅な見直しが行われている。地域活動に係る住民の事務負担の軽減を図るとともに、地域活動の強化に努められたい。

### 加茂支所 市民生活課

(指摘事項)

- (1) 廃棄した旧緊急通報装置及び旧防災無線個別受信機が備品台帳に登録されたままになっていた。津山市物品会計規則第24条第1項に基づき適正に管理をされたい。
- (2) 庁舎清掃業務委託は、年間作業計画書及び作業報告書の提出がなく口頭による報告となっていた。また、作業報告書の提出が仕様書に明記されていなかった。仕様書に作業計画書及び作業報告書の提出を明記し、確実に委託業務の履行確認をされたい。

(要望事項)

- (1) 駐車場用地として2件の借地契約を行っているが、代替地を含め今後の借地の必要性を検証したうえで、購入が必要な場合は引続き地権者との交渉に努められたい。

### 加茂支所 産業建設課

(要望事項)

- (1) 川の学校公園除草業務委託料は、契約期間(平成30年4月1日から平成31年3月31日)内の平成30年5月31日までに前金で全額を支払う契約となっていた。地方自治法施行令第163条では前金払をすることができるが、経費の性質上前金をもって支払いをしなければ支障となる経費に限られている。前金払の妥当性を検証し、必要のない場合は業務実施後に支払うよう検討されたい。

- (2) 加茂堆肥製造施設管理運營業務委託は、平成30年度までは管理運營業務を委託していたが令和元年度からは管理業務のみの委託に変更している。同施設は以前から稼働率の伸び悩みや、老朽化により運営の継続が課題となっているため、施設利用の現状分析を行い施設の管理運営方針を定めるよう努められたい。

### **勝北支所 市民生活課**

(指摘事項)

- (1) 庁舎清掃業務委託は、年間作業計画書及びワックス作業などの定期清掃に係る作業報告書の提出がなく口頭による報告となっていた。仕様書に基づき作業計画書及び定期清掃に係る作業報告書の提出を求め、確実に委託業務の履行確認をされたい。
- (2) 備品登録したデジタルカメラ及び掃除機(取得年月はそれぞれ平成14年2月及び平成15年8月)は現在使用されておらず、その他にも同様の事例が複数見られた。津山市物品会計規則第17条に基づき物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは、主任出納員に対し物品不用決定伺書を提出するとともに、当該物品を返納されたい。

### **勝北支所 産業建設課**

(指摘事項)

- (1) 津川ダム環境整備施設管理業務委託は、業務報告書に着手前写真・完了写真が添付されていなかった。また、業務報告書の作業内容に記入誤りがあった。業務報告書を収受した際には、写真の添付や記入内容の点検をされたい。

(要望事項)

- (1) 備品台帳では設置場所がラビンの里となっている備品が産業建設課の所管で複数登録されているが、実務では農村整備課が管理しているとの理由で、備品の管理が行われていなかった。備品の管理責任の所在を明確にするため、農村整備課と協議されたい。

### **久米支所 市民生活課**

(指摘事項)

- (1) 備品登録したデジタルカメラ及びレーザープリンター(取得年月はそれぞれ平成14年10月及び平成15年6月)が現在使用されていなかった。津山市物品会計規則第17条に基づき物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは、主任出納員に対し物品不用決定伺書を提出するとともに、当該物品を返納されたい。

- (2) 3月末に保管中の備品と備品台帳の対照点検による現在高の確認を行っていなかった。津山市物品会計規則第34条に基づき毎年3月末には備品の現在高の確認をされたい。

## 久米支所 産業建設課

(指摘事項)

- (1) 備品台帳で設置場所が庁舎外となっている備品は、3月末に現在高の確認を行っていなかった。津山市物品会計規則第34条に基づき毎年3月末には備品の現在高の確認をされたい。
- (2) 工事用原材料の受払が受払簿により管理できていなかった。津山市物品会計規則第24条第2項に基づき帳簿を整えて適正に管理をされたい。

(要望事項)

- (1) 久米堆肥処理施設は、津山市久米堆肥処理施設利用組合からの存続要望があり、収支改善を図り修繕をしながら存続する方針となっている。今後は、指定管理者制度などの効率的な施設の運営方法について検討されたい。

## 阿波出張所 地域振興課

(指摘事項)

- (1) 阿波村お試し住宅の土地の筆界に錯誤があり、隣地の所有者から宅地4.15㎡の寄付を受けたが、財産台帳の修正がされていなかった。公有財産の異動があった場合は、津山市公有財産取扱規則第17条第5項に基づき公有財産異動報告書により財産活用課に報告されたい。
- (2) 大高下公会堂、竹之下公会堂及び尾所公会堂の敷地は行政財産となっており、現在は地元町内会が使用しているが、使用許可の手続きが執られていなかった。行政財産の使用許可をする場合は、津山市公有財産取扱規則第23条に基づき申請者に使用許可書を交付するよう適正に事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 阿波地域の主要幹線以外の道路は支所の職員が除雪作業を行っているが人員の確保に苦慮している。道路の除雪作業に係る委託業務の内容を見直すなど業務の効率化に努められたい。
- (2) 阿波地域には市外からの移住者が複数見られるが、移住者が転出した理由について仕事・移住支援室と情報を共有するなど連携を図り、移住者の定住化が進むよう努められたい。
- (3) 備品台帳では緊急通報装置が地域振興課の所管で登録されているが、実務では高齢介護課が管理を行っている。備品の管理責任の所在を明確にするため高齢介護課と協議されたい。